

税務署
受付印

被設定者が特定農地所有適格法人に該当することとなった旨の届出書

令和____年____月____日

税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____

(電話番号 _____ - _____ - _____)

※ 該当するものにレ印を記入してください。

1. 認定農地所有適格法人に係る農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受けた同項の農業経営改善計画（同法第 12 条の 2 第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）の有効期間が満了し、当該認定農地所有適格法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに同法第 12 条第 1 項の認定を受け、同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する認定農業者となりましたので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第 5 項第 2 号の規定により届け出ます。
2. 認定特定農業法人に係る農業経営基盤強化促進法第 23 条第 1 項の認定を受けた同条第 7 項に規定する特定農用地利用規程（同法第 23 条の 2 第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後の農用地利用規程で同法第 23 条第 7 項に規定する特定農用地利用規程に該当するもの。次の 3 において同じです。）の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに同条第 1 項の認定を受け、当該認定に係る特定農用地利用規程において同条第 4 項に規定する特定農業法人として定められたので、令附則第 33 条第 5 項第 3 号の規定により届け出ます。
3. 認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受け、同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する認定農業者となりましたので、令附則第 33 条第 5 項第 4 号の規定により届け出ます。

特定農地所有適格法人の名称	所在地		
農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の有効期間満了年月日	新たに認定を受けた農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の認定の日及び有効期間満了年月日		
令和____年____月____日	認定年月日	令和____年____月____日	
	有効期間満了日	令和____年____月____日	

※ 上記 3 に該当する場合には、次の各欄にも記入してください。

認定農業者である特定農地所有適格法人の名称	所在地		
届出書の特定農地所有適格法人における地位等	(代表権の有無) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (種類) <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 業務執行権を有する社員 <input type="checkbox"/> 取締役		
届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況	農業に従事する日数 _____日 農作業に従事する日数 _____日		

(添付書類)

○上記 1 に該当する場合

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年財務省令第 37 号）附則（以下「規附則」といいます。）第 14 条第 7 項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類

○上記 2 に該当する場合

規附則第 14 条第 9 項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類

○上記 3 に該当する場合

① 規附則第 14 条第 11 項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類

② 特定農地所有適格法人に係る規附則第 14 条第 2 項に規定する農業委員会が証明した書類

関与税理士

電話番号

記載方法等

この届出書は、認定農地所有適格法人に係る農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受けた同項の農業経営改善計画（同法第 12 条の 2 第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）の有効期間が満了し、当該認定農地所有適格法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに同法第 12 条第 1 項の認定を受け、同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する認定農業者となった場合、又は認定特定農業法人に係る農業経営基盤強化促進法第 23 条第 1 項の認定を受けた同条第 7 項に規定する特定農用地利用規程（同法第 23 条の 2 第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後の農用地利用規程で同法第 23 条第 7 項に規定する特定農用地利用規程に該当するもの。以下同じです。）の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに同条第 1 項の認定を受け、当該認定に係る特定農用地利用規程において同条第 4 項に規定する特定農業法人として定められた場合、又は認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受け、同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する認定農業者となった場合に、その旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の有効期間が満了した日から 2 か月を経過する日までです。

- 1 「特定農地所有適格法人の名称」及び「所在地」欄には、新たに認定を受ける前の特定農地所有適格法人に係る名称及び所在地を記入してください。
- 2 認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受け、同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する認定農業者となった場合には、新たに認定を受けた認定農業者である特定農地所有適格法人に係る名称、所在地及び届出者の特定農地所有適格法人における地位等並びに届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況についても必ず記入してください。